



労務費、原材料費、エネルギーコストの価格転嫁

令和5年8月24日

弁護士 大口 敬
oguchi_t@clo.gr.jp

1. 近年の動き

近時、原油価格の大幅な値上がりや円安の急激な進展等によるエネルギーコストや原材料価格の上昇を受け、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分にかかる取引価格の値上げについて公正取引委員会が積極的に取り組んでいます。

令和3年12月27日付で内閣官房（新しい資本主義実現本部事務局）・消費者庁・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・公正取引委員会から「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」¹が公表され、その中で、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコスト上昇分の価格への転嫁拒否がなされる場合、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（「独占禁止法」）の観点からは「優越的地位の濫用」（同法第2条第9項第5号）において、下請代金支払遅延等防止法（「下請法」）の観点からは「買ったとき」（同法第4条第1項第5号）において、価格転嫁に関し同じ基準をもって規制する方針が示され、公正取引委員会HPの独占禁止法のQ&A²の改定、下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準（「下請法運用基準」）の改定が行われました。

その上で公正取引委員会は、上記「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」が公表された1年後の令和4年12月27日には、同年に行われた優越的地位の濫用に関する調査の結果が公表され、取引価格が据え置かれ、受注者側から多く名前が挙がり、多数の取引先との間で取り組みが不十分とみなされる事業者については、独占禁止法や下請法の違反やそのおそれを認定するものではないと留保をつけながらも、社名の公表に踏み切りました。³

¹ 公正取引委員会 HP 「(令和3年12月27日)「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」について」

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/dec/211227.html>

² 公正取引委員会 HP 「よくある質問コーナー（独占禁止法）」

<https://www.jftc.go.jp/dk/kiketsu/guideline/guideline/taiouhoushin.html>

³ 公正取引委員会 HP 「(令和4年12月27日)独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査の結果について」

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/dec/221227_kinkyuchosakekka.html

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/dec/221227_kinkyuchosakekka_2.html

さらに公正取引委員会は、令和5年3月1日付で「令和5年中小企業者等取引公正化推進アクションプラン」⁴を策定したことを公表し、令和5年3月15日付で、関係事業者団体宛に、「円滑な価格転嫁の実現に向けて」と題する書面を発行し、独占禁止法上の優越的地位の濫用や下請法の買いたたきに関する執行強化により価格転嫁に向けた取り組みを進めていることを改めて示しました。⁵

そして、令和5年5月30日付で、令和4年に公表した上記調査結果を踏まえ価格転嫁が適切に行われているかを把握するための特別調査として、追加の情報提供の要請が各事業者に対して広くなされています。⁶

このような活発な規制当局側の動きの中、発注者側としては独占禁止法または下請法の法律の文言のみならず、規制当局の動きも踏まえたより慎重な対応が必要ですので、本稿において整理いたします。

2. 価格転嫁に関する改定

独占禁止法については公正取引委員会HPのQ&Aにおいて、下請法については下請法運用基準において、上記「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」を踏まえた改定により、いずれも下記①②の行為が規制対象となることが明確化されました。

- ① 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりの取引価格に据え置くこと
- ② 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を文書や電子メールなどで下請事業者に回答することなく、従来どおりの取引価格に据え置くこと

⁴ 公正取引委員会 HP 「(令和5年3月1日)「令和5年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」の策定について」

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/mar/230301_r5actionplan.html

⁵ 公正取引委員会 HP 「(令和5年3月15日)円滑な価格転嫁の実現に向けた関係事業者団体向け要請文書について」

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/mar/230315_youseibunsho.html

⁶ 公正取引委員会 HP 「(令和5年5月30日)独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の調査票の発送開始及び積極的な情報提供のお願いについて」

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/may/230530_tokubetsu.html

独占禁止法においては、上記①②は優越的地位の濫用の要件に該当するおそれのある行為となります。

公正取引委員会HPのQ&Aにおいては、上記①②の具体的基準を示した上で、優越的地位の濫用にあたるかについては、「この判断に当たっては、対価の決定に当たり取引の相手方と十分な協議が行われたかどうか等の対価の決定方法のほか、他の取引の相手方の対価と比べて差別的であるかどうか、取引の相手方の仕入価格を下回るものであるかどうか、通常の購入価格又は販売価格との乖離(かいり)の状況、取引の対象となる商品又は役務の需給関係等を勘案して総合的に判断することとなります。」として総合判断であることが示されています。

また、下請法においては、上記①②は親事業者の禁止行為となる買ったときに該当するおそれのある行為となります。

下請法運用基準においては、上記①②の具体的基準を示した上で、買ったときにあたるかについては、「買ったときに該当するか否かは、下請代金の額の決定に当たり下請事業者と十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、差別的であるかどうか等の決定内容、通常の対価と当該給付に支払われる対価との乖離状況及び当該給付に必要な原材料等の価格動向等を勘案して総合的に判断する。」としてこちらも総合判断であることが示されています。

独占禁止法、下請法のいずれにおいても、法律の改正ではなく、当局の法解釈や運用の明確化や変更によって、労務費、原材料費、エネルギーコストに関して取引価格への価格転嫁の促進を図ろうとするものです。

3. 事業者名の公表

独占禁止法、下請法における考え方は上記のとおりなのですが、公正取引委員会は、令和4年12月27日付で、独占禁止法または下請法に違反することまたはそのおそれを認定したものではないとの留保をつけつつ、「個別調査の結果、受注者からの値上げ要請の有無にかかわらず、取引価格が据え置かれており、事業活動への影響が大きい取引先として受注者から多く名前が挙がった発注者であって、かつ、多数の取引先について独占禁止法Q&Aの①⁷に該当する行為が確認された事業者については、価格転嫁の円滑な推進を強く後押しする観点から、取引当事者に価格転嫁のための積極的な協議を促すとともに、受注者にとっての協議を求める機会の拡大につながる有益な情報であること等を踏まえ、

⁷ 本稿第2項記載①の基準に同じ。

独占禁止法第 43 条の規定に基づき、その事業者名を公表することとした」として踏み込んだ形で社名公表が行われました⁸。

すなわち、優越的地位の濫用の該当性については、公正取引委員会HPのQ & Aで示された対価の決定方法というプロセスが踏まれたかのみならず、対価が他の取引先や相場と比べた上で相当かという相対的な評価を含めた総合的な判断が必要であるところ、上記①の「労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりの取引価格に据え置くこと」という対価決定方法に関するプロセスを履行していないことをもって社名の公表に至ったのです。

社名の公表にあたっては、法律違反やそのおそれを認定したものではないとの留保はつけられていますが、当該公表は報道もなされ各社への影響も小さくはないところです。そのため、企業としては取引対価が適正であり、当該取引が総合的には独占禁止法や下請法違反に該当しないと考える場合であっても、上記①に従った対価決定に関するプロセスを省くことはできません。

4. 発注者側として気をつけるべきこと

独占禁止法Q & Aおよび下請法運用基準で設定されている上記①の基準は「労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりの取引価格に据え置くこと」とされているところ、この基準では受注者からの要請の有無にかかわらず、価格交渉の場を発注者側から積極的に設けることまでが求められており、受注者側からの要請がないことは明示的な協議を行っていないことの何らエクスキューズにならないのです。

価格交渉については取引開始時に実施した後は据え置き、または取引価格に適用期間を決めその期間内は価格交渉を行わないというケースが多く、取引開始後または取引価格の適用期間内に改めて価格交渉を行う場を設けることをこれまで行ってこなかったところも多いのではないのでしょうか。上記①の基準が設定された後も、特に取引相手の多い事業においては、受注者側からの要請のあるところから優先的に対応しているという事情もあるかと推察されます。

しかし、令和 4 年に公正取引委員会から社名公表された事業者について、各社 HP で経緯や対策について公表しているところもあり、受注者側からの要請があれば真摯に対応していたものの、要請がない受注者との間で協議の場まで設けることはできていなか

⁸ 前掲「(令和 4 年 12 月 27 日)独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査の結果について」

ったという記載が見受けられるところで、受注者側から要請がなかったということでは不十分であったという認識を各社において示されています。⁹¹⁰¹¹

すなわち、上記のように、受注者側からの要請があれば対応するという態度では不十分であり、発注者側が取引対価について労務費、原材料費、エネルギーコスト等を価格に転嫁する場を積極的に設けることが求められています。

今回公表された事業者の中に積極的な協議の場の設定が要請されていることを読み取っていなかった旨述べるところもあるように、価格交渉を改めて行うことのハードルという実務的な背景を踏まえ、積極的な協議の場の要請がされていることまでは読み込まずに、要請がない限りは価格転嫁に関する協議を行っていない事業者は公表された事業者以外にも存在することが懸念されることです。それらの事業者においては早急な対応が必要です。

また、今後発注者側から受注者に対して価格協議の場を積極的に設けるにあたっては、労務費、原材料費、エネルギーコストが上昇傾向にあることから、一回のみの対応では不十分と看做されるおそれがあり、コスト上昇にあわせて実施が求められているところです。

ただ、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇をどの断面で反映させるかについては取引先数やコスト上昇の情勢によって悩ましい面が出てくるかとは想定されることから、定期的に価格交渉の機会を設けるようにしておき、コスト上昇の情勢に応じて柔軟に

⁹ 佐川急便株式会社 HP「公正取引委員会からの社名公表について」(2022年12月28日)

「しかしながら、当社は、本件基準につきまして、一時金の支給等のサポートの有無や協力企業様からの申入れの有無にかかわらず、当社の協力企業様に対する積極的な協議の場の設定が要請されていることを読み取ることができておりませんでした。こうした経緯から、当社は、上述のとおり、社名が公表されるに至りました。…(中略)…本件基準の趣旨に鑑み、当社は既に、当社から積極的に協議の場を設けるべく、順次書面にて協議の申し入れを開始しております。また、協力企業様のお立場に配慮し、協議の場においては率直な意見交換ができるよう取り組んで参ります。」

<https://www2.sagawa-exp.co.jp/information/detail/244/>

¹⁰ 三協立山株式会社 HP「公正取引委員会からの社名公表について」(2022年12月28日)

「当社は昨今の様々な資材価格の上昇を受けて、価格交渉の申し入れをいただいた取引先とは協議を行っていましたが、申し入れがなかった取引先への対応が不十分となっております。今後は取引先の皆様との協議の場を設けるとともに引き続きコミュニケーションを重ねていく所存です。」

<https://www.st-grp.co.jp/news/2022news/st20221228.html>

¹¹ 全国農業組合連合会 HP「公正取引委員会からの本会名の公表について」(2022年12月27日)

「本会はこれまで、取引先業者からの値上げ要請に対しては真摯に対応し、双方納得した上での価格決定に努めてきており、実際に本年も多くの品目で値上げを実施してきました。ただし、価格設定の持ち方や時期については、品目ごと、取引先ごとに異なるものであり、今回の調査対象期間中に取引先からの値上げ要請が一切ない場合に取引価格を据え置いていた品目もありました。」

<https://www.zennoh.or.jp/press/release/2022/93584.html>

価格交渉を実施していくことが望ましいところです。

また、受注者側から受けた意見を踏まえ、上記①②の基準に該当しうる事例として公正取引委員会があげているのは次のような意見です。¹²このような事例が自社において発生していないか点検が必要です。

(i) 受注者側からの

- ✓ 期限を定めた取引価格の有効期間の範囲内ではあるものの、前回の取引価格の改定時から更にコストが上昇しており、次の改定の時期まで改定ができないことは苦しいという意見
- ✓ 取引を切られてしまうなど受注に与える影響を考えると実際に申し出ることは難しいとする意見
- ✓ 発注者の購買担当者に値上げの可能性について相談したところ、無理と言われたので値上げの申入れを行うこと自体を断念したとする意見
- ✓ 発注者の担当者に電話をしてもはぐらかされる、又は連絡がつかないため取引価格の引上げ要請自体ができないとする意見

これらは、上記①「労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりの取引価格に据え置くこと」に該当しうる事例となります。

(ii) 受注者側からの

- ✓ 電話にて交渉する中でコスト高を踏まえて自社が許容し得る最低水準の価格を提示したところ、担当者から分かった旨の返事もらったが、取引に係る確認書を確認したところ、従前と変わらない取引価格のままであったとする意見

これは、上記②「労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりの取引価格に据え置くこと」に該当しうる事例となります。

5. 独占禁止法、下請法の執行強化の方針

公正取引委員会は、令和5年3月1日付で「令和5年中小企業者等取引公正化推進アクションプラン」を策定したことを公表し、今後の規制方針について示しています。その骨子としては、適正な価格転嫁の実現に向けて取引の公正化の更なる推進を図るというもので、更なる調査を実施するとともに独占禁止法の執行強化、下請法の執行強化が含まれています。

すなわち、労務費、原材料費、エネルギーコストについては、当局としても今後取引対

¹² 前掲「(令和4年12月27日)独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査の結果について」

価へ積極的な価格転嫁ができていくか継続的に重点監査していくという姿勢が示されています。

6. 最後に

「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づく改定前の下請法運用基準において、原材料費や労務費等の価格転嫁については、「原材料価格や労務費等のコストが大幅に上昇したため、下請事業者が単価引き上げを求めたにもかかわらず、一方的に従来どおりに単価を据え置くこと。」が買いたたきに該当するおそれのある行為として定められていました。すなわち、下請事業者からの単価引き上げの要請を前提に発注者側として対応すればよいという建て付けでした。

しかし、基準の改定により待ちの姿勢では足りず、発注者側からの積極的な協議の場を設けることが必要というメッセージに変更されております。それは価格の適用期間を決めている場合でも同様です。

基準の改定から 1 年で優越的地位の濫用や下請法の違反やそのおそれとは認定せずに未対応の事業者の公表まで踏み込んでいることや、「令和 5 年中小企業者等取引公正化推進アクションプラン」においてさらなる積極的な独占禁止法および下請法の執行をおこなっていく方針が示されたこと、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇の傾向はしばらく継続することが予想され価格転嫁も継続的に実施する必要があることからすると、発注者側となる企業においては最低でも年に 1 回以上は価格転嫁に関する協議の場を設け、さらに情勢に応じて柔軟に価格協議の場を設けることが望ましい実務といえます。

以上

当事務所では、主として名刺交換をさせていただいた方を対象とし、有用な法律情報等をお知らせすべく定期的にメールマガジンを発行させていただいております。また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本稿は一般的な情報を提供するもので、リーガルアドバイスを目的とするものではありません。本稿記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所の見解ではありません。個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要がございます。お問い合わせ等ございましたら、執筆担当者までご遠慮なくご連絡くださいますよう、お願いいたします。

【配信停止・お問い合わせについて】

今後、本メールマガジンの配信又は配信停止をご希望の方、メールアドレスの変更その他お問い合わせがございましたら、大変お手数ではございますが、下記メールアドレスまでご連絡ください。

clo_mlstop@clo.gr.jp